

# 児童虐待とは、

親又は親代わりの養育者が、子どもに対して加える「身体的・精神的・性的暴力」のことで、育児を放棄し食事の用意や身の回りの世話等を全く行わないことも児童虐待に含まれる。

## 身体的虐待

- 外傷を負わせる  
打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺し傷、たばこなどによる火傷など
- 生命に危険のある暴行を行う  
首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外に閉め出す、縄などにより一室に拘束するなど
- 意図的に子どもを病気にさせるなど

## ネグレクト

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っている
  - ・家に閉じこめる（子どもの意に反して学校等に登校させない）
  - ・重大な病気になっても病院に連れていかない
  - ・乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する など
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など
  - ・適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする
  - ・極端に不潔な環境の中で生活させるなど
- 親がパチンコで熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする
- 子どもを遺棄する
- 祖父母、兄弟姉妹、保護者の恋人などの同居人が、身体的虐待・性的虐待・心理的虐待と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する

## 心理的虐待

- ことばによる脅かし、脅迫など
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど
- 子どもの心を傷つけることを繰り返す
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- 他の兄弟姉妹とは著しく差別的な扱いをする
- 子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう

## 性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など
- 性器を触る又は触らせる
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど



このような児童虐待に気づいたら、迷わず、お住まいの市町村又は児童相談所へご連絡ください。  
～ 連絡者や連絡内容についての秘密は守られます～

児童虐待は、発見や対応が遅れば、深刻な事態になるおそれがあります。「児童虐待の防止等に関する法律」では、「虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに市町村や児童相談所へ通告しなければならない」と定めています。児童虐待と思われたら、確証がなくても連絡・通告しましょう。間違っていたとしても責められません。匿名でもかまいません。

### ■ 児童虐待の防止等に関する法律

【第6条】 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

